

開発協力適正会議

第75回会議録

令和6年6月25日（火）

《議題》

1 報告事項

- (1) 令和5年度（2023年度）ODA 評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和6年度（2024年度）ODA 評価（第三者評価）対象案件の追加報告
- (2) 軍関係者がかかわった事業の報告

2 新規採択調査案件

- (1) バングラデシュ（有償）「チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備計画」
- (2) セネガル（無償）「ノト市場農産物流通改善計画」
- (3) セルビア（有償）「ビストリツァ揚水発電所建設計画」
- (4) 南スーダン（無償）「ジュバ都市圏水供給拡張計画」

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後 3 時開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。

第 75 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

初めに、今回初めて会議に参加される、竹原委員の後任の森田清隆一般財団法人日本経済団体連合会（経団連）国際協力本部長及び JICA 原部長の後任の小豆澤英豪企画部長のそれぞれから、一言ずつ御挨拶をいただきます。

それでは、森田委員、よろしくお願いいたします。

- 森田委員 経団連の森田でございます。今後、よろしくお願いいたします。

私は、10 年ほど前、ODA 関係を担当していたので、久しぶりにこの場に戻ってこられたことをうれしく思っております。

10 年前と比べると、状況は大きく変わっております。日本にとって地政学的に重要な国との連携が重要です。また、開発協力案件についても、環境関連のプロジェクトを重視することが求められています。勉強させていただきながら、経済界としての意見を反映させていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 森田委員、ありがとうございました。

続いて、小豆澤 JICA 企画部長から一言御挨拶をお願いいたします。

- 小豆澤 JICA 企画部長 国際協力機構企画部の小豆澤英豪と申します。前回まで出席しておりました原の後任で、先月、企画部長に着任いたしました。

私自身は、1992 年に当時の海外経済協力基金（OECD）に入りまして、それから、JBIC、JICA と、名前は変わりましたが、約 30 年にわたり、実施機関の立場で日本の開発協力に携わらせていただきました。

この開発協力適正会議は、貴重な御知見を有する有識者の皆様から JICA が携わる事業に対して御意見をいただける大変貴重な機会であると考えておりました。私としても、この機会を通じて、JICA 業務の質の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 小豆澤部長、ありがとうございました。
それでは、本日の議題について、事務局より発言をお願いいたします。

- 原田国際協力局開発協力総括課長 当初、本日の議題として取り上げる予定にしておりましたが「JICAが管理する無償資金協力支払前資金」につきましては、今回は扱う議題が多く、時間上の制約の観点から、次回8月の会議で御報告申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和5年度（2023年度）ODA評価（第三者評価）評価結果の概要及び令和6年度（2024年度）ODA評価（第三者評価）対象案件の追加報告

- 弓削座長 ありがとうございました。
それでは、本日の議題の報告事項に移ります。
最初に、前回4月の会議の継続事案として「令和5年度ODA評価の概要及び令和6年度ODA評価対象案件の追加報告」について、外務省の説明者から報告をお願いいたします。

- 新井大臣官房ODA評価室長 ODA評価室長の新井でございます。前回、松本委員からいただいた宿題をお返しいたします。
まず、問いを確認させていただきます。いただいたものは、難民支援のODA評価の提言7に、国内の難民受け入れについて、第三国定住とか留学生の受け入れなど、難民受け入れの継続強化と書かれていた。こうした日本における難民の支援について、外務省で本評価を受けてお考えのことがあれば伺いたいという問いをいただいております。
お答え申し上げます。日本は、国内においても難民・避難民への支援を実施しております。将来的な第三国定住により受け入れる難民の人数や受け入れ体制の在り方等については、難民対策連絡調整会議の下で検討が行われておりますが、まずは第1回グローバル難民フォーラムで拡大を表明いたしました、第三国定住による日本での難民受け入れを着実に実施してまいります。
JICAのシリア人留学生受入事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」では、これまで約80名のシリア難民を受け入れております。また、これまで日本は2,500名以上のウクライナ避難民を受け入れ、支援してまいりました。こうした支援を、NGO、企業、大学等と連携して実施してまいります。
以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの報告について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 御丁寧にありがとうございます。

前回お話をしたので、あくまでコメントということになりますけれども、ついこの前、1億2000万人の難民・避難民の数がUNHCRから公表されました。かつ3月に、日本が303人、難民認定をしたというようなデータも出されている中で、やはり私自身が思っているのは、この国際協力の中で、UNHCRを通じた難民キャンプでの支援というだけではなく、日本国内での支援ということをおのま消極的にしておく、日本は難民の人たちをキャンプ・国境に留め置き、自国には受け入れないというような評価を受けることは決してよいことだとは思っていないので、今後、この国際協力局の管轄ではありませんが、保護費等を通じて、日本に来ている避難民の人たちの生活についてもやはり支援をしていくことというのは大事だと思いますので、改めてそのことについて意見として述べさせていただきたいと思っておりますし、局が違うということなので、国際協力局のほうから総合外交政策局のほうにもそのようにお伝えをいただきたい。もしくは今後、そもそも、この保護費の管轄が外務省から離れた場合においても、日本政府の中で適切に対応していただきたいということをお願いしておきたいなと思っております。

私からは以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

(2) 軍関係者がかかわった事業の報告

○ 弓削座長 続いて「軍関係者がかかわった事業の報告」について、外務省の説明者から報告をお願いいたします。

○ 菅原国際協力局政策課長 国際協力局政策課長の菅原です。今日はありがとうございます。

これは年に1回といいますか、毎年ではあるのですが、何らかの形で軍の関係者の関わりがあったODA案件について2点御報告を差し上げたいと思っております。2つの柱がありまして、1点目は、案件形成した後に軍の関係者の関与、研修の参加とか、そういったものが判明した案件の事後報告が1個目の柱で、もう一個は開発協

力大綱のいわゆる非軍事原則が遵守されているか、モニタリングを行った案件の報告というものが有りますので、そちらはモニタリングの報告という形で、2本の柱で御説明したいと思ひます。

対象となる案件は、お手元にお配りしてひます、あるいは事前に御送付しました別紙の「報告対象案件一覧表」に記載のとおりなのですけれども、1点目のいわゆる案件を形成した後に軍等の関与が判明した案件というものは、今年の該当は計38件あります。

具体的なものは案件リストにずっと載っているものなのですけれども、ざくっと御説明さしあげますと、大体約8割以上が研修とか人材育成事業、具体的な中身としては、防災とか、あるいは地理空間測量とか、治安能力向上とか、海難救助・海洋環境保全に関わる知識・技能の向上。そういったことを目的とした研修とかといった人材育成事業について、そこに国防省の軍の職員とか、あるいは国防省傘下の組織に所属する職員が参加しているという事例だと思ひます。

先ほど8割以上と申し上げたので、では、残りの2割弱は何なのかということなのですけれども、こちらは資機材の供与等々ということなのです。例えばリスト番号2、インドネシアの海上保安機関に対する巡視船を供与した例とか、あるいはリスト番号3とか4に関わってくるのですけれども、ウクライナの国防省傘下の病院に対して医療機器を調達したり供与したもの、それから、ウクライナの退役軍人省に軍籍を置く患者等を裨益対象として、義肢装具サービスプロバイダーに対して、3Dプリントで義肢の製作環境を整備した。そういった関わりでの機材に関する供与のものがござひます。

いろいろ横に御説明や概要等も差し上げてひますけれども、38件、いずれの内容においても、協力の趣旨・目的、対象主体、それから、内容・効果といった観点から総合的な検討を行ひまして、いずれもいわゆる非軍事原則、軍事利用回避原則に抵触するものではないと判断してひます。

もう一つの柱と申し上げたのが、2点目のモニタリング結果のほうでござひます。こちらは、大使館とかJICA事務所を通じて事業完了後1年目と3年目を目処にモニタリングを行っていくのですけれども、その30件について、同様にリスト化を後半のところまでしてひます。こちらと同じような内容になってくるのですけれども、軍事利用回避原則というものは遵守されていると確認した次第です。

取りあえず、私からの御説明は以上になります。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの報告について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、松本委員、それから、宮本委員の順でお願いひます。

○ 松本委員 毎年、通常は4月でしたが、今回は6月になりましたが、御報告をありが

とうございます。こういう場所での報告は本当に大事なことだと思いますので、御努力には敬意を表したいと思います。

その上で、質問が多いので、ささっといきたいと思います。9点ぐらいあると思うので、急ぎたいと思います。

1点目は、事後報告案件の1と2は年度が書いていないのですが、年度が書かれていないと案件特定が難しい場合があります。特に同じ名称で複数年度にまたがった、そういう技術協力もありますので、できれば全ての案件の（実施決定）年度を書いていただけるとありがたいというのが1点目です。

2点目は、いつ、ここで御質問したかは忘れてしまったのですが、ミャンマーのラカイン州についての軍の関与が明らかになったことが記者会見で公表されたのがおよそ1年前の4月だったかと思います。あれはたしか記者会見が行われたのが開発協力適正会議の翌日だったので、適正会議では議論ができなかったということ覚えております。あれからほぼ1年たって、この扱いがどうなるのかを注目しておりました。今回、あのミャンマーの件が報告に書かれていませんでした。明らかに軍が関与したのですが、事後的に明らかになったものであるにもかかわらずここに報告されていないということについて、外務省の御所見を伺いたいというのが2点目であります。

3点目、1番目のアンゴラは当初、これはどのように軍が関わるかが分からずに質問を用意してきたのですが、案件概要書のほうには最後、関与が書かれていました。できれば、やはりこの1枚の一覧表の段階で、どのように軍が関わったという情報は入れていただきたいというのが3点目になります。

すみません。4点目です。事後報告案件の2、インドネシアの件ですが、これも当時の議論を振り返りますと、海上法執行上必要ではあるが、過剰ではない武器を処置することについては当時お話があったかと理解しております。そこで伺いたいのは、銃座つきの30mm機関砲が海上法執行上必要ではあるが過剰ではないという判断をどのようにされたのかというのが4番目であります。

5番目ですけれども、私はこの報告をしていただいたことはとても重要だと思っているのですが、一方で、あくまで海上法執行能力のあるBAKAMLAの活動であり、軍・軍関係の関与はしていないという案件であります。ここで伺いたいのは、私は非常にポジティブに今回の報告を見ているのですが、軍・軍関係者が関与はしていないけれども、このように殺傷能力のある装備をつけた場合にこの会議で報告していただくというのはとても重要だと思い、かつこの一覧表に載せること自体が重要だと思うので、私はぜひそういう姿勢で今後もここに報告をしていただきたい。軍・軍関係者が関係していないけれども、ここに報告をしていただくことを続けていただきたいのですが、一応、念のため、ここに載せたのは、新たに軍や軍関係の関与が認められたからではなく、あくまでこの機関砲の設置があったがために報告いただけたのかどうかという点について確認をさせていただきたいと思います。今のが5点目であ

ります。失礼します。

○ 菅原国際協力局政策課長 ごめんなさい。今の関係でクラリファイしたいのですけれども、御質問は、機関砲の話が出たからここに載るのであって、そうでなかったらここに載らなかったのですかという御質問ですか。

○ 松本委員 そうです。つまり、軍・軍関係が新たに関与したことが分かったというわけではないのだと思ったので。あくまで当初も海上法執行上最低限の装備をつけたことの御報告だったので、さっき言ったように、それが最低限かという話と、あとは今回、軍・軍関係者が新たに関わったのかという話と、（当初）執行機関はBAKAMLAで、もともと軍の下ではないという御説明でしたから、そこをクラリファイしたいということが5点目であります。

○ 菅原国際協力局政策課長 分かりました。

○ 松本委員 すみません。6点目です。おっしゃったとおり、モニタリング実施案件は軍事目的に使われていないかどうかの確認なので、書きぶりとしては、これは、その前の38案件とほぼ同じ書き方がされていて、軍事目的に使われていないかどうかをどのように判定したかという書き方にはなっていないので、ここはもう少し、モニタリングの目的に沿った書き方に今後していただけるといいなというのが6点目であります。

7点目、モニタリングは（事業完了）1年後と3年後に行うと、この会議でも御説明をいただいていたのですが、そこがここの今の案件の説明だと分からなくて、これが1年後もしくは3年後なのか、それとも、それ以上にやられているのか。そこについてもぜひ御説明をいただけるとありがたいというのが7点目であります。

8点目ですが、同じように、過去の適正会議では、こうして研修や留学の機会を受けた軍関係者が、その後、どういう部署で働かれているかをモニターさせるということがこの会議でも御発言があったのですが、特にそういった形でのモニタリングの実施報告にはなっていないのですが、この点、どのようにお考えかというのが8点目であります。

最後は依頼、9点目ですが、このように口頭で申し上げるのは非常に心苦しく、時間もかかるので、できれば、もう少し早めにこの案件一覧を出していただき、私も文書で質問を出せたら時間の節約にもなると思っていますので、今後、書面で質問や意見をお送りできるような時間的猶予がいただければと思っている次第です。

以上、9点です。

- 弓削座長 ありがとうございます。
多いので、今、一旦、お返事をいただきたいと思いますが、今のと関連する御質問ですか。関連するものであれば、今、おっしゃっていただいて結構です。
- 宮本委員 大丈夫です。多少関連するものはありますけれども、大丈夫です。
- 弓削座長 では、一度、御回答のほうをお願いします。
- 菅原国際協力局政策課長 まず、御要望いただいた点ですとか、具体的な御指摘の部分のほうから、若干順不同ではあるのですけれども、まず、9番目にいただきました、できるだけ早くやるべきというのは、おっしゃるとおりだと思います。すみません。作業の都合の中で時間の猶予がない形になってしまったことをお詫び申し上げますとともに、できるだけ頑張っていきたいと思っています。
それから、1番目の年度を書いてくださいというのも、実はおっしゃるとおりだと思っていて、すみません。抜けていましたので、そういうところはより資料を精緻化していくという観点から行っていこうと思います。
あとは順番に思っているのですけれども、2から8ですね。
まず、ミャンマーの話で、これは若干難しいのは、モニタリングを行っていこうと思うと、相手国政府の関係者にコンタクトしながらその実態を調べていく作業が必要でして、ミャンマーとの関係は、正直言って、今、非常にハンドリングが難しい状況でございます。それで、モニタリングと事後報告を含めまして、トレースしていく意思と決意は持っているのですけれども、十分にトレースをして御報告できるだけの材料を、相手とのコンタクトも含めて、今、十分にそろえていないというのが正直なところです。政治情勢もある中での、相手に対してしっかり聞くことがこの評価の使い道のその後との関係でのものになりますので、今後のミャンマー情勢も踏まえながら、忘れていない案件だということを改めてお伝えさせていただきつつ、トレースはしていきたいと思っていますので、できるときにまた御報告を差し上げたいと思っています。
それから、3番目のアンゴラで、これはすみません。最初に申し上げたほうがよかったですね。実を言うと、ごめんなさい、私もこれを読んで、どこが軍なのかと調べてしまっ、案件概要書をもう一回読み直すというプラクティスを自分自身もしたので、(今後は)この概要の方に、裨益者が国防退役軍人省の傘下に置かれることになった。それは4つの機関が国家地雷除去センターに統合されるという案件の事業完了後にそういう機構改革が行われた結果、そうなったということを、長くなるのですけれども、書くようなことを、むしろ、早く分かるという観点から工夫していきたいと思います。

4番目、5番目は、むしろ、インドネシアの巡視船に関する御質問なのですけれども、機銃とか機砲をつけたときに、それが海上保安のための法執行の世界において必要なものなのか。あるいは今、御指摘のあったように、軍がいわゆる軍事オペレーションとして使うものなのかを見ていくということだと思っています。これは一般化するところもなんなのですが、我が国の海上保安庁も含む海上法執行機関は、例えば12.7mmの機銃ですとか、ここにあるような30mmのものというのは、すべからず、大体、海上法執行の一つの道具として使っているものと認定しています。他方で、すごく大きいもの、具体的に言いますと、76mmとか、それ以上のものは、我々が調べている範囲の中で、基本、軍のもの（アセット）につけられているほうと理解しています。ですので、海上法執行であるという役割の中に、標準として、必要な装備として認められるかどうかというところがポイントになると考えているのが4番目に関するものです。

5番目のところに関して言うと、そもそも軍ではないのだけれども、今回、こういった銃の話が出てきたから（報告したのか）というところは確かにそうだと思います。我々、この事後報告の案件は、いわゆる非軍事原則との関係で引っかかるかどうかということ割と広めにやはりアンテナを広げて、これは御報告すべきだと思っものについて行ってございまして、今回もそのようにさせていただいたということが回答になるかと思ひます。

6番目はモニタリングについてですけれども、やはり基本、（事業完了）1年目と3年目です。その原則で行っていることは全く変わらないので、すみません。それぞれがどの何年目かということ記述する作業を行っていないところの御指摘は、恐縮なのですけれども、今までのとおりのモニタリング方針でやった結果のリストだということは御報告したいと思ひます。

ごめんなさい。7番目がそれでしたね。

8番は、申し訳ありません。8番が失念してしまつて、松本さん、8番は何でしたか。

- 松本委員 かつてのこの会議で、外務省側からこうした研修に出た人たちが、その後、何をしているかをフォローされるとおっしゃつていて。
- 菅原国際協力局政策課長 すみません。できるだけやりたいというのがすごく正直なところございまして、各人、受けた研修員の数もどんどん増えていく中で、これはいわゆる軍の関係者だからということそのものよりも、研修を受けて日本のODAの一端を関わつた方々を今後も政府としてその方々をコンタクト先としていきたいという意味において、ODAで研修を受けた方々も含めた行き先というものはできるだけトレースしていきたいと思ひています。それで、どこまでできるかということの、実

は結構、これはシビアなチャレンジのところがございます、人的な体制、それから、現地における情報の集約度は、もしかしたらデジタル化の過程でより精緻に分かるようになる部分もあるかと思うのですけれども、そうでなければもっとアナログな方法で、誰々がどこへ行ったということを調べているところもありますし、できるだけ行っていきたいと思っている中で、一人一人についてきちんと、横並びでも遜色のない形とするまで至っていないというのが現状です。ただ、努力として、やはりそういうトレースをしていく形で、ODAに関わった相手国の方々を我々も把握しておきたいと思っておりますので、今後とも行っていきたくております。

○ 弓削座長 どうぞ。

○ 松本委員 ごめんなさい。6番目だけ、6番目の私の質問は、軍事目的、非軍事原則の確認がモニタリングの目的なので、実施概要の書き方としては、どのようにそれを確認したかという、誰が参加したというよりは、そういう書き方にしたほうがよろしいのではないかと。

○ 菅原国際協力局政策課長 すみません。6番のことを答えようとして、7番のことを答えた結果、6番のところは抜けていたことに、今、気づきました。

ちょっと工夫します。結果、非軍事原則との関係で適正であることを確認したということを行行全部に書くかというのも若干てらいがあって、今、プレゼンで申し上げたような形で、概要の結果としてはと御説明したのですけれども、おっしゃるとおり、モニタリング案件としての表の書き方としては、それを一行一行であっても、最後に書いたほうが真正面の答え方としてはよろしいと思っておりますので、そのようにしていこうと思っております。

○ 弓削座長 それでは、続いて、宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 3つあります。まず、事後報告の35番目の「人材育成奨学計画」です。今回も幾つか案件リストに入っていますが、この奨学金で日本の留学に応募するとき、応募の資格要件で軍籍の縛りを設けて行っているのかどうか。また、こういう方々は国防省の職員で、総務・人事担当とは書いていますが、日本でどういう科目を専攻されたのか。多少、興味本位ですが、これが1つ目です。

2つ目はモニタリングで、1年目と3年目に行われるという御説明がありましたが、この18番、19番のパプアニューギニアの音楽隊の整備計画は、第25回の適正会議、第36回の適正会議（にかけられた案件）であって、今回、適正会議は第75回ということなので、少なくとも1年、3年は既に経過しているのではないのでしょうか。

モニタリングの基準がどうなっているのかという質問です。あと、こういう楽器隊へのサポート案件というものは、もう（報告対象とせずとも）よろしいのではないかなとも思った次第です。

最後に、今回の資料を含めての対応ですが、やはり非軍事というものは開発協力大綱の基本方針の一丁目一番地ということで、例えばですが、毎年6月に定期的に報告するというので、スタンダード・オペレーティング・プロシージャー（標準手続）的に対応された方が、効率的にも効果的にも議論できるのではないかなと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、回答をお願いいたします。

○ 菅原国際協力局政策課長 まず「人材育成奨学計画」の話ですけれども、軍籍を持っていたら駄目ですとは特にしていません。他方で、ミリタリー・パーパス（軍事目的）という部分は、当然、軍事目的であってはいけないので、そこはむしろ、開発協力大綱にも書いてあるとおりで、（相手国と）コミュニケーションをよくとって伝えているということだと理解させていただければと思います。

この総務・人事担当部署の人がこの計画で何を学んだか自体は、興味本位とおっしゃられましたけれども、私が、今、科目としては把握していないので、申し訳ありません。

それで、2番目のモニタリング。これは、基本はやはり（事業完了）1年後と3年後に行っていることをしっかり行っていくということだとは思っています。それで、音楽隊（も報告対象なのか、私たちも）同じような感想を抱きましたが、どこまで（軍事目的回避原則に）引っかかるか、どのレベル（細かさ）で対象を広げていくかについては、いろいろな御意見があるだろうとは思っています。先ほど、最初の森田委員の御挨拶にもありましたけれども、地政学上の重要性といったこともODAの中に入れていくに当たって、非軍事原則の扱いという部分というものは一丁目一番地で厳格にやらなければいけないのですけれども、音楽隊について、もう要らないのではないかという御指摘をいただいたことに見られるように、どこまで手を広げながら、網をかけながら行うかについては、多少の外延はやはり必要だろうと思っています。

その上で、今回、（報告対象）38件、（モニタリング実施）30件という形で提示させていただいたのですけれども、これぐらいの基準で行うものと引き続き思っています。特に勘定としては、例えば音楽隊の話も直接の機材供与という形で、一応、これからも御報告を差し上げていったらいいのかと事務方としては思っていますけれども、不要という御意見が強いようであれば、改めて検討させていただければと思

ます。

- 宮本委員　ちなみに、これは3年を超えているように見えますが、いかがでしょうか。
- 菅原国際協力局政策課長　モニタリングを1年後、3年後に必ず行うものとは別に、後から分かったりとか気がついたりしたものが加えられているという部分があると御理解いただければと存じます。ただ、それは1年後、3年後以外に、全く行わないのかと言うと、多分、そうではなくて、実施の中で気づいたものはここに足していくということです。
　ただ、全ての案件に同じように対応できるわけでもないので、お答えするときにはやはり1年後と3年後にやりますと御説明させていただいている次第です。
　それで、毎年、ルーチンにという話はそのとおりで、報告対象をどこまで広げるかという先ほどの話にも関わるのですけれども、今回、もともと4月にできればいいなと思って僕らも行っていたところがあるのですが、作業の部分、集計も含めて行政事務といいますか、が割と大変になってしまって、間に合わなくなって6月になってしまった経緯がございます。基本、毎年4月ということで、時々、こういった形で件数が多いときに6月になるということがあると、今回は思っているのですけれども、もっと案件数を絞って実施するという線引きも多分、それはそれで議論の余地があると思いますので、やはりこのぐらいの規模数で、このぐらいの粒度で御報告をしながら、年に1回御説明させていただくプラクティスを続けさせていただければと思っています。
- 宮本委員　4月である必要はないと思いますが、業務の繁忙期を考えながら対応されるといいのではないかなと思います。
- 菅原国際協力局政策課長　ありがとうございます。それはワーク・ライフ・バランスにもすごく関わってくるので、ありがたい御指摘です。
- 弓削座長　ありがとうございます。
　田辺委員、どうぞ。
- 田辺委員　一言だけ、先ほどミャンマーの案件なのですが、まさに政権が替わって確認できないということが極めて重要なかなと思っていますが、この報告の趣旨、それから、目的からすると、やはりトラックできないということは極めて重要なので、ぜひ、そういった案件が他にもあれば、同様に、お願いします。

- 菅原国際協力局政策課長 分かりました。

- 弓削座長 ありがとうございます。

まず、報告についてはいろいろな、非常にいいコメントや質問があったので、今後の報告書についての改善ですとか、何を記載するか、どういう形でというようなことは組み入れていただければと思います。また、会議時間のこともあるので、余裕を持って、一覧を提示して、委員が文書でコメントを提出するのも良いかと思います。そうすると、回答の準備もできますね。すぐに答えられないようなこともあったので、そのようなやり方でどうでしょうか。

- 菅原国際協力局政策課長 ありがとうございます。

- 松本委員 1点確認させていただいていいですか。

- 弓削座長 どうぞ。

- 松本委員 最後の宮本委員の質問で確認なのですが、6月になりましたけれども、これは昨年度の事後報告案件とモニタリング実施案件と捉えていいかどうか。仕事上、研究とかで書くときに、ここで年度単位ではなくなって5月のものまでを含んでいると集計上面倒なので伺いたかったのですが、それは同じなのですね。

- 菅原国際協力局政策課長 4月に行う場合と同じで、昨年度のものまでということで結構です。

- 松本委員 分かりました。

- 菅原国際協力局政策課長 なので、集計作業に係る行政事務の遅延と御理解いただければと思います。

ただ、そこも、むしろ、フレキシブルに考えたいし、よければ、できるだけ早く委員の方々にお見せしながらということは行っていきたいと思います。

- 松本委員 いえ、6月で私も全然構わないと思います。8月でも構わないと思います。

- 菅原国際協力局政策課長 ありがとうございます。

- 宮本委員 民間企業の財務諸表とかも6月末までに前年度の分を出す時間軸となって

いますので、納得感は大きいと思います。

○ 菅原国際協力局政策課長 ありがとうございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいですか。幾つか、まだお答えをすぐにお持ちでないもの、宮本委員の最初の質問は、回答を後でお送りしたほうがいいのか、それとも、そのままがいいのか。

ここでということではなくて、後でメールでお答えできることがあれば。

○ 菅原国際協力局政策課長 （軍籍を有する総務・人事担当部署の方が）どういう科目を勉強されたかは、調べれば分かる話なので、別途御連絡を差し上げます。

○ 宮本委員 ありがとうございます。

○ 弓削座長 この御報告についてはよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、来年はこのようなことを反映した報告書が出てくるということで、どうぞよろしく願いいたします。

2 新規採択調査案件

(1) バングラデシュ(有償)「チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備計画」

○ 弓削座長 それでは、新規採択案件について議論を始めます。

本日は、事務局から提示された新規採択案件であるバングラデシュ、セネガル、セルビア、南スーダンの4件を扱います。まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員コメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件は、バングラデシュ「チョットグラム - コックスバザール幹線道路整備計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者1（国際協力局国別開発協力第二課長） 国別開発協力第二課長の時田でございます。

本件の外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりです。

それでは、引き続きまして、委員の方々からの御質問・コメントに回答させていただきます。

○ 説明者2（JICA南アジア部南アジア第四課長） JICA南アジア部南アジア第

四課長の永井でございます。よろしくお願いいたします。

松本委員の（１）の御質問です。現状、進入制限はなく、自動車のみならず二輪車やオートリキシャ等も通行可能な片側１車線の幹線道路となっております。

続きまして、松本委員の（２）、宮本委員の（３）の御質問に対する回答です。基準値は２０１９年から２０２２年にかけて実施した交通量調査をベースとし、期待される開発効果の値は同計画のフェーズ１の準備調査で実施した交通需要予測で、現在建設中のマタバリ港開港に伴う交通量増のほか、事業対象地域の開発計画や人口動態、車両保有率の動向等の社会経済指標についても考慮しています。改めて協力準備調査を実施して精査する予定です。

続きまして、松本委員の（３）、弓削座長の（１）の御質問に対する回答です。国道１号線は、一部で建物が密集するエリアを通過しており、既存道路を拡幅する場合は大規模な住民移転・セットバックの発生が想定されます。また、環境への影響については同区間において２か所の野生生物保護区と１か所の国立公園を通過する可能性があります。

本計画の協力準備調査では、環境社会への影響を最小化すべく、事業スコープの縮小や代替ルートを検討の上、車線数を含めた線形を確定しますが、具体的な被影響世帯・施設等については、その後、判明いたします。

続きまして、宮本委員の（１）と田辺委員の（３）の質問に合わせてお答えいたします。フェーズ１は、主要な混雑区間５か所においてフライオーバー（１か所）、バイパス（４か所）を建設する事業です。現在、実施機関による詳細設計、入札補助、施工監理等のコンサルタント選定中です。フェーズ２は、主にフェーズ１での改良区間以外の現道の拡幅事業であり、フェーズ１同様、マタバリ港開港後の大型貨物車増加により、さらに増加する交通需要に対応するための事業となります。

宮本委員の（２）の御質問に対する回答です。マタバリ港は、バングラデシュで唯一、大型船舶の寄港が可能です。この港が完成すると、バングラデシュの物流コストが低減し、産業発展に貢献すると期待されています。国道１号線は、マタバリ港と連携して、バングラデシュの産業発展を促進します。開港後は、原油、石油製品、セメント原料、鉄鋼製品、穀物などの取扱量が増加し、特に国道１号線のチョットグラムからコックスバザールの間で大型トレーラーによる輸送量が増える見込みです。

続きまして、宮本委員の（４）と弓削座長の（２）の質問を合わせてお答えいたします。バングラデシュでは、一部の幹線道路が有料化されていますが、国道１号線は現在、一部の橋を除いて無料です。この計画では、有料道路計画の現状や課題、法制度などを詳細に調査し、有料化の必要性を検討します。具体的には、自動車専用道路の有料化の必要性を確認し、政府の意向を確認した上で、将来の交通量比較や支払意思調査を基に料金水準を検討します。一般的な有料化のメリットとしては道路維持管理費の確保が挙げられますが、利用者の制限など、デメリットも考慮し、調査を通じ

て有料化の是非を確認いたします。

続きまして、森田委員の（１）の御質問です。この計画は、バングラデシュの産業発展を支援し、過去１０年で３倍に増加し続ける同国への日本企業の進出を促進し、経済活動を強化するとともに、経済交流を通じた人的ネットワークを強化することを目的としています。また、マタバリ港の利用促進を通じて、近隣諸国との運輸ネットワークを効率化し、インド北東部との陸路連結性を強化することで「自由で開かれたインド太平洋（ＦＯＩＰ）」の新たなプランの一環となります。この取組は昨年度、ハシナ首相の来日時における首脳宣言でも国道１号線の開発に協力する方針が示され、日本とバングラデシュの二国間関係において重要な案件とされております。

続きまして、田辺委員の（１）の質問に対する答えです。バングラデシュでは、外貨準備高は過去最高の４８０億ドルから減少しましたが、２０２４年度で底を打ち、その後は回復する見込みです。政府は為替市場改革を推進し、２０２４年５月のＩＭＦミッションでも評価されました。債務持続性の観点では、外貨建て公的債務は譲許的な借入れが主で、債務残高対ＧＤＰ比は今後４０％前後で推移する見通しです。

２０２３年１２月のＩＭＦによる債務持続可能性分析でも債務不履行リスクは低いと評価されております。

現状、債務負担能力には問題ないと考えておりますが、調査終了後、円借款供与を検討する際には、債務負担能力について改めて確認をいたします。

続きまして、田辺委員の（２）の御質問です。調査の受注者名、契約金額等につきましては、情報公開の一層の充実化等を図るため、２０２０年１０月以降は公開場所が変更され、ＪＩＣＡホームページ上の「公共調達適正化に係る情報の公表」で公開されております。２０２０年１０月以降もバングラデシュを対象とした協力準備調査等でコンサルタント契約を行っております。

- 説明者１ 続きまして、道傳委員の１つ目の御質問、バングラデシュにおける総選挙と民主主義に関するお尋ねです。最近の総選挙では、日本は選挙監視団を派遣し、総選挙のおおむね平和的な実施を歓迎しつつも、総選挙に至る過程における暴力に懸念を表明しました。日本は、バングラデシュの法制度整備支援を通じて、民主的発展を支援しており、本年６月４日にも「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」が開始されたところであります。
- 説明者２ 続きまして、道傳委員の（２）の御質問に対する回答です。用地取得範囲等の詳細については協力準備調査で確認予定ですが、用地取得や住民移転に伴う補償の支払い、住民の生計手段の創出のための生計回復支援策等については、バングラデシュ国内法令及びＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインに準拠する形での対応を進める方針です。

続きまして、道傳委員の（３）の御質問です。配付いたしましたお手元の地図も併せて御覧ください。インド北東州はアクセスが悪く、経済発展のためには、周辺地域との連結性向上が重要です。インド北東州の道路が整備中、インド北東州とバングラデシュ国境及び国道１号線の橋梁が整備済みであります。これは緑色で示された部分です。さらに、本計画でインド北東州とマタバリ港とのアクセスが強化され、国境を越えた、ヒト、モノ、サービスの移動を含む社会経済活動が促進されることが見込まれることから、インド太平洋構想の文脈で意義のある案件と考えております。

- 説明者３（国際協力局開発協力総括課長） 続きまして、西田委員の（１）、FOIPに関する御質問でございます。FOIPの第３の柱は、多層的な連結性の強化により、皆が裨益する形での経済成長を目指しております。各国の成長を実現するためには、各国がインフラや知識、デジタルなど、様々な面でつながっている必要がございます。こうした考え方を背景といたしまして、多層的な連結性、こちらをFOIPの「中核的要素」と位置づけてございます。

我が国としては、こちら、多層的な連結性によって、各国の選択肢を増やす、脆弱性を克服する、そして、皆が裨益する形での経済成長を目指すということが必要であると考えてございます。

続きまして、西田委員の御質問の２点目、同じくFOIPの御質問でございますけれども、こちらの計１４件、事例の２７～４０につきまして、こちらはODAの案件に限ったものではないということでございます。

また、並び順につきましても、見やすさで並べたものでございまして、特定の意味を持たせているわけではございません。

- 説明者２ 西田委員の（３）の御質問に対する回答です。フライオーバーは建設費が比較的高く、また、渋滞緩和効果はバイパス案に比べて相対的に低いですが、ケラニハットについては、社会影響の観点から被影響住民数がバイパス案に比べて少ないフライオーバー案が採用されました。

西田委員の（４）の御質問です。「マタバリ港開発事業」については、マタバリ港及びアクセス道路を整備予定です。いずれのコンポーネントにつきましても、現在、入札手続中です。

西田委員の（５）の御質問です。今後の調査で交通安全対策の観点からも詳細を検討してまいります。側道を設置し、高速度で移動する車両と低速度で移動する車両のすみ分けを行うことを想定しています。

その他必要なハード面での対応に加え、交通安全啓蒙活動等のソフト面での対策についても、今回の協力準備調査の中で詳細を検討してまいります。

以上でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、西田委員、お願いします。

○ 西田委員 御説明ありがとうございます。

私のところではなく、道傳委員の第3の御質問への回答で、この地域協力の地図を含めて御回答いただいたところなのですけれども、こちらは拝見させていただきますと、赤字のところは日本の案件、黒字がADB、世界銀行、そして、緑のところはインド政府の支援のものと理解をしておりますけれども、ここはこの北東州とバングラデシュの連結性のちょうど中間にインドの支援が入っている。ここは日本とインドと、あるいはバングラデシュと、3者での協力というか、こういった形でされているのか。全く別案件として位置づけられているのか、一体的に3者で協議をしながら進められているのか。そういったことを分かれば教えていただきたいのです。

○ 説明者2 形成の経緯については十分把握はしていませんけれども、JICAはこの赤のクロスボーダー道路網整備事業で橋梁を整備させていただいて、道路についてはインドが整備したのですけれども、ちょうどインドが道路を整備することは理解していたのですが、橋梁については支援が受けられないという話は聞いておりましたので、このクロスボーダーの中で橋梁についてJICAで支援を検討させていただいたという形になります。

同タイミングで検討したかどうかというのは、すみません。記憶にはございません。

○ 西田委員 ありがとうございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

今のいろいろな回答でこの案件についての理解が深まりました。ありがとうございます。

課題としては、期待される開発効果の確認ですとか、環境社会への影響の最小化、また、有料化の是非の検討、交通安全対策の観点からの検討などがありますが、これらを含めて、委員の皆様から御指摘のあった点について協力準備調査で調べていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。どうもありがとうございました。

(2) セネガル（無償）「ノト市場農産物流通改善計画」

- 弓削座長 次の案件に移ります。次はセネガル「ノト市場農産物流通改善計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する御回答をお願いいたします。

- 説明者 1（国別開発協力第三課長） 国別開発協力第三課長の井土です。本日もよろしくをお願いいたします。

外交的意義の全般に関しましては案件概要書に記載のとおりでございますけれども、一部、いただいたコメントがございますので、後ほどコメントへの回答ということで御説明をさせていただきます。

続きまして、委員質問・コメントへの回答に移らせていただければと存じます。

- 説明者 2（JICA アフリカ部 アフリカ第四課長） JICA の加藤から回答させていただきます。

まず最初の、宮本委員の 1 つ目、そして、弓削座長の 2 つ目の御質問についてですが、DX（デジタル変革）導入案としては電子天秤及びサーバーの導入を検討しております。これにより、従来の非電子的な方法から、計量値や単価、作目を電子データとして記録し、サーバーに蓄積できるようになります。

同電子データを市のホームページ等で公開することにより、取引価格の適正化が進み、農家の生産増につながることを期待できます。また、取扱量を正確に把握できることから、取扱量に基づく正確な税徴収が可能となり、財政面での市場運営の強化にもつながることが期待されます。

導入予定のDX技術は高度なものではないため、技術者の育成は想定しておりません。運営・維持管理者に対して基本操作や維持管理方法について技術指導を行う予定としております。

続きまして、宮本委員の 2 つ目の御質問に関してですが、農家の無計画な生産につきましては、農家には市場情報が十分に分からず、そのため、市場を意識して生産計画が立てられないことに起因していると理解しております。本計画では、農家への生産量コントロールに関する直接的な指導は想定しておりませんが、屋根つき販売スペースの整備・拡張、また、市場での取引価格の可視化やデータベース化の取組を通じて、新市場が情報の収集・発信の場となることにより、農家がより需要に合致した作物の生産・販売が可能になると考えております。

セネガルで実施中の技術協力では、農家に対して市場情報を意識した営農計画策定に係る能力強化を行っておりまして、御指摘の点については同技術協力を通じても対応していく予定です。

これらの効果は、市場情報のデータ蓄積が前提となるため、新市場完成1年後以降に発現するものと考えております。

- 説明者1 続きまして、森田委員の質問の1つ目、本計画の外交的意義について回答させていただきます。日本は、S H E P（シェップ）アプローチ（市場志向型農業振興）におきましてセネガルを仏語圏アフリカのハブ国に位置づけまして、J I C Aを通じた経験共有ワークショップの主催や研修の受け入れを行っております。

日・セネガル両国は、2022年の共同声明におきまして、世界規模での食料供給不足に共に取り組むことを確認しております。周辺国にまたがる園芸作物の流通拠点の機能を改善する本計画は、周辺国の食料事情の改善にもつながる観点からも、外交的意義の高い案件と考えております。

また、日・セネガル関係の強化に加えて、青果流通量の増加によりましてセネガルと周辺国の経済的つながりの強化に寄与すること、近隣及び仏語圏アフリカ諸国にも、食料安全保障の改善やセネガルでの経験が好事例として伝わることでの農業振興といった裨益効果が及ぶことが期待されております。

また、フランスとの第三国協力に関しまして、フランス開発庁は、このノト市場が位置するティエス州の地元大学と共に地元産品の流通とマーケティング促進のための案件を実施しております。本計画を通じて生産物の流通改善に貢献することで、バリューチェーンの中で相乗効果が期待できると考えております。

日仏両国は、2023年に作成した「特別なパートナーシップ」の下での日仏協力のロードマップにおいて、アフリカで日仏協力を促進することとしており、本年5月の外相会談におきましてもアフリカで連携を進めることで一致しております。本計画は、この方針に沿った案件としても意義があるものと考えております。

- 説明者2 続きまして、弓削座長の1つ目と西田委員の2つ目の御質問に関してですが、市街地から離れることのデメリットですが、市街地には電気と水が通っていますが、移転先にはこれらが現状では通っておらず、本計画内での先方政府負担として整備が必要となります。

そのデメリットへの対処ですが、現在の市場に併設されているバスターミナルは新市場に移転するため、新市場へのアクセスは容易になります。また、水ですが、井戸を50メートルから100メートル掘削することで得られる可能性が高いと見られておまして、協力準備調査で井戸の掘削を行う予定としております。移転先には電気が通っておりませんが、引込工事の先方負担は約500万円程度ということで、可能であると確認しております。市場の年間収益から支出可能な金額と判断しているということでございます。

続きまして、弓削座長の3つ目の御質問ですが、新たな425名の仲買人は、

屋根のある売場で販売できる一日当たりの仲買人の数になります。ノト市場に出入りする仲買人は現在、日単位で約1,700人いることが分かっておりますが、多くの仲買人が屋根のないスペースで販売を行っており、取引作物の品質劣化につながっております。

本計画は、屋根つきスペースを倍増し、現在は露天で販売を行っている仲買人が屋根つき売場で販売を行うことを可能にするものでございます。

田辺委員の1つ目の御質問でございますが、本計画では、市場整備により販売作物の品質向上、ひいては販売価格の上昇や販売量増加、さらには、取引価格・量等の市場情報、の見える化を通じた営農改善の促進により生産者の所得向上に貢献することを想定しております。

併せて、技術協力を通じまして、生産者の価格決定力の強化を促す市場志向型農業振興、SHEPアプローチを導入してありまして、2022年までの5年間で支援した生産者グループの62%が園芸収入の20%向上を達成しております。

上記技術協力は今後、全国展開により成果を拡大する見込みのため、本事業のソフトコンポーネントでの追加支援は実施せず、技術協力と本事業との連携によるさらなる所得向上に貢献したいと考えております。

道傳委員の1つ目の御質問でございますが、生産量の増加に寄与しているものには、国内で広く消費されているタマネギ、ジャガイモ、ニンジン、ナス、キャベツ、トマトが含まれます。

また、輸出量の増加に寄与しているものとしましては、マンゴー、スイートコーン、メロン、スイカ、インゲン豆、プチトマトとなっております。

続きまして、道傳委員の2つ目の御質問に関してですが、園芸作物の生産促進のためには、品質を保ちながら付加価値をつけ消費地まで運ぶバリューチェーンの構築が重要でございます。現在の課題は、保存・輸送時の劣化と、ニーズに関する情報不足により商品の差別化が困難な点でございます。これに対応するために、本計画では保存環境の改善、そして、情報の見える化を行っていく予定でございます。

西田委員の1つ目の御質問に関しまして、現市場の運営権はノト市役所が保有しております。そして、市役所から委託された市場代表者によって運営が行われております。移転後も、同様の体制、または市から委託を受けた業者によって運営をする予定です。現状、運営や移転に伴う利権等の問題は報告されておりません。販売スペースの仲買人に対する割り振り等は調整が必要になりますが、市役所を通じて適切な対応を求めたいと思っております。

現在のノト市場の利用者は登録制となっております。移転後は、市場の敷地及び販売スペースの拡張により新規参入が期待されます。そのため、移転後には、運営管理者により、既存の利用者に加え、新規参入者の登録が行われる想定であります。

西田委員の3つ目の御質問に関しまして、市場の取扱量と年間収益は少なくとも倍

増する見込みと見ております。取扱量は販売スペースの拡大とロスの削減により増加し、国内産に加え、モロッコ産などの園芸作物を含む商品をセネガル国内及び近隣諸国に供給する拠点として機能することで流通量も増加する想定です。年間収益源は販売スペースの使用料と取引量にかかる税でして、販売スペースの増加により規定エリア外で販売していた仲買人からの正規の使用料の徴収と取扱量増加による税込増加が見込まれております。

松本委員の1つ目、2つ目、3つ目の御質問に合わせて御回答させていただきます。先方政府は、現市場は街中に設置されており、周囲に空いている土地がないため、現在の場所での拡張は困難と判断しております。現行の市場は移転後には閉鎖し、現行市場の跡地については警察署や消防署等の市の施設としての利用を計画しています。新市場予定地は現在更地でございます、物の撤去や住民移転は発生いたしません。市が保有する土地であり、速やかに建設を始めることが可能です。

松本委員の4つ目の御質問に関しまして、ノト市場には業者の倉庫はございません。小さな事務所がありますが、現在のものは取り壊す予定となっております。現事務所から新サイトへの事務・管理棟の移転・設置は先方負担で実施予定でございます、本計画における我が方資金からの補填はございません。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

よろしいですか。

宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 案件そのものは非常に良い案件（候補）だと了解しております。

1つ、外交的意義のところの、日本企業の26社のデータが2022年10月時点ということで、ちょっと古いのではないかなという点です。要はコロナも収束して、TICAD8も終わって、では、その後、日本企業はどうなっているのか。日本企業が打って出て存在感を示しているということであれば、日本人たちもうれいですし、現地への波及効果というものもあります。難しい情報収集であれば2022年時点のものでいいのですが、比較的容易に情報自体は取れるのではないのでしょうか。

併せて、日本企業がどれぐらい雇用を創出しているのか。以前、コマツさんとかが進出されているというお話を伺いましたが、そういった概要をここでアップデートしていただくと、より納得感が高まるかなと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。
では、西田委員、続けてどうぞ。

○ 西田委員 御説明ありがとうございました。

私の1番目の質問に関してのお願いなのですが、既存市場については市場代表が運営しているということで、今のところ、適切に運営されているようだというようなお話であったと理解しました。

今後新たに参入を希望される業者を含め、登録制にして、恐らく管理と利便性を高めていくということだと思うのですが、一般的に言って、日本も含め、こういった取引の場というものは非常に業者の既存利権が尊重されるというか、重みを持って扱われることが多く、新規参入あるいはそのコミュニティーの外から来るような人たちに対して非常に厳しい状況が課せられることがあると私は理解をしております。

このセネガルの案件の現状がどんなものか分かりませんが、くれぐれもそういうことのないように、開かれた市場となるように、御助言をされるということであったと思いますけれども、見ていただければと思います。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。
道傳委員、どうぞ。

○ 道傳委員 すみません。飛躍的に増加している園芸作物の事例の御紹介をいただきましてありがとうございました。

私、理解がちょっと足りていないのかもしれないのですが、園芸作物というと、野菜とか、いわゆる農産物以外の花卉というか、お花とか、そういう付加価値があって、栽培にも比較的スキルが求められるものですから、農家のエンパワーメントとかにもつながるといふ、収入の向上にも比較的つながりやすいものが含まれているのかなということで御質問申し上げたのですが、そういうものは含まれていないということなののでしょうか。いわゆる野菜が中心ということなののでしょうか。

○ 弓削座長 それでは、3人の委員の方の質問・コメントに対する返答をお願いいたします。

○ 説明者2 1つ目は、セネガルに進出している外国企業の計上に関しましては、恐らく外務省のホームページにおける数字かと思しますので、外務省にて回答されるかと思いますが、ただ、この案件に関連して、日本企業との関連ということで申し上げますと、カゴメがトマトの生産の工場を持たれていらっしゃるようで、その関連性が少

しございますのと、あと、少し関連性は弱まりますけれども、豊田通商がCFAOを子会社として持たれていらっしゃるって、カルフルというスーパーマーケットがセネガルにも複数ございます。そのカルフルでは現地で生産されているものを生産するスペースを設けているようでして、そういった観点で少し日本企業と本計画との関連性が多少はございます。

2つ目の西田委員からの御質問に関しましては、そのような利権との争いの中で本計画の成果が達成されないような形にならないように、ルールづくりも含めて、協力準備調査を通じて確認していきたいと思っております。

道傳委員の御質問に関しましてですけれども、恐らく生産にすごく能力を要するような生産物というよりは、生産自体はそれほど複雑ではなく、能力を有しているものの、市場の情報が必ずしも分かっていないものについて、作ってから売るというアプローチよりは、売のために作るというSHEPアプローチを生かして、買ったたかれないように、適切な価格で売れるように、そういうアプローチで技術協力、そして、本計画についても展開させていただきたいと思っております。

- 説明者1 日本企業の活動数につきましては、入手できるデータを持ってきているということでございますけれども、最新の企業数がどの程度あるかということは確認させていただければと存じます。

あと、雇用等々の情報につきましては、何分、案件概要書のスペースが限られておりますので、今回のような案件で詳細に書くことはしなかったのでございますけれども、御指摘も踏まえて、今後、こういった方策があるか、考えたいと思います。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

この計画に関しては、市場の運営・維持管理のための技術指導ですとか、新しい市場を支える経済・社会基盤整備のための先方政府の負担を確認すること、それから、実施中の技術協力との連携による生産者の所得向上、また、新たに参入する業者への対応も含めて、委員の方々が挙げられた点について協力準備調査で調べていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようお願いいたします。どうもありがとうございました。

(3) セルビア（有償）「ビストリツァ揚水発電所建設計画」

- 弓削座長 次の案件に移ります。次はセルビア「ビストリツァ揚水発電所建設計画」

です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 1（国別開発協力第三課長） 外交的意義に関しましては案件概要書に記載のとおりでございます。委員質問・コメントへの回答ということで、森田委員から1問、セルビアに円借換を供与する優先度や意義等について御質問いただいておりますので、回答させていただきます。日本はセルビアと良好な外交関係を有しております。2018年からはアルバニア、北マケドニア、セルビアを含む6か国を対象にした「西バルカン協カイニシアチブ」を主導いして、同地域の社会経済の発展、域内の融和、ひいてはEU加盟を後押ししてきております。

現在、セルビアは、EUへの加盟を最重要目標として、国内改革を推進している一方で、コソボとの関係正常化が見通せず、加盟交渉が長引いていますが、かかる状況をもって地域内におけるこの国との協力の重要性が低いという判断をしているものではございません。

セルビアにおきましては、ガス・石油をロシアからの輸入に大きく依存する状況が続いております。本計画により再生可能エネルギーの活用を進めることで、EU基準への適応を後押しすることが期待できるほか、同国のロシアへのエネルギー依存脱却とエネルギー自給率の向上にもつながり得ると考えております。

また、セルビアの一人当たり国民総所得は西バルカン諸国の中でモンテネグロに次ぐ水準にあります。経済状況も比較的良好であることや、この地域での円借款供与実績が少ない中で、本年にはセルビアでの第1号円借款案件を無事に完工しております。こういったことに鑑みても、セルビアにおいて円借款事業を実施することには意義があると考えております。

- 説明者 2（JICA中東・欧州部欧州課長） 続きまして、JICAから回答させていただきます。

弓削座長からいただいた1つ目の御質問、可変速揚水発電機の運営・維持管理につきましてですが、先方政府の現時点での計画では、発電所の電気・機械設備の維持管理に約40名の人材が配置される予定となっております。そのうちの一部が研修対象となる予定です。研修内容といたしましては、可変速揚水発電機の運転に関する事項のほか、この可変速揚水発電設備への理解促進、巡視・点検方法などがございしますが、協力準備調査の中で精査していく予定でございます。

続きまして、弓削座長の2つ目の御質問、整備中の地域連系送電線に関するものです。本事業が接続される送電線は、セルビア国内に加えまして、モンテネグロ及びボスニア・ヘルツェゴビナにつながる予定となっております。

地域連系送電線に接続することで、EUが推進する隣国との電力の相互融通及び電力市場統合の推進も期待されます。なお、同送電線は2028年に完工予定である一

方で、本事業の完工はこれ以降となるため、本事業の供用開始時には同送電線の利用が可能となる予定となっております。

続きまして、田辺委員の御質問の1つ目に対する、既設のバイナ・バシュタ揚水発電所に係る御質問に対する回答になります。セルビア政府は、2040年には風力・太陽光発電の設備容量を約1万1000メガワットまで増やすことを検討しております。雨天時には太陽光発電が大幅に減じるなどの事態に対し、従前は安定的な電力供給ができるとして石炭火力発電も含めた対応が可能でしたが、今後は段階的に化石燃料の利用を削減していく計画となっております。これらの事情によりまして、バイナ・バシュタ揚水発電所のみでは、将来的に系統の安定化が難しくなるおそれがあるということが予測されます。一方で、具体的な数値データ等に関しましては、協力準備調査で確認していく予定となっております。

続きまして、田辺委員の2つ目の御質問、周辺諸国との電力の売買につきましてですけれども、周辺国との電力の売買に関しましては、2022年の輸出は8.5億ユーロに対し、輸入が16億ユーロとなりました。この年はウクライナ情勢などの影響もあってかなり例外的な年にはなっておりますが、大幅な輸入の超過でございました。このような輸入の超過が再び生じないように、また、エネルギー安全保障の観点からも新規揚水発電建設による国内需給を進めることが望ましいと言えます。また、2022年のような規模の電力の輸入が生じた場合、現時点で推定約9億ユーロとされるこの発電所の建設のコストは電力の購入よりも経済的に優位であると考えておりますが、協力準備調査の中でも本事業の経済性については改めて確認していく予定です。

続きまして、道傳委員の1つ目の御質問、コソボの地図に関してですけれども、こちらは外務省の基礎データにあるようなコソボが異なる色・国境線で示された地図が適切でございますので、今後、こちらを使わせていただきます。失礼いたしました。

道傳委員の2つ目の御質問です。コソボとの関係正常化が見通せない現状で、日本の協力支援への影響という点でございますが、コソボが独立した2008年以降、セルビア、そして、コソボの両国でODAの事業を実施しておりますが、両国の関係が正常化していないことでODAの事業に支障が生じたことはなく、今後も、特筆されるような関係の悪化が生じない限り支障なく実施可能と考えております。

続きまして、西田委員の1つ目の御質問、期待される開発効果についてですけれども、本事業は2030年以降に完成する予定ですので、2030年の発電設備容量1万1659メガワットに本事業で追加する672メガワットを加えた1万2331メガワットを分母とした仮定の数値となりますが、2030年時点の揚水を含む水力発電が電源構成に占める割合というものは26.7%になりまして、本事業を含めた割合はそれから32.0%に増加する予定です。経済効果、CO2排出量削減に関しましては協力準備調査の中で確認していく予定です。

続きまして、西田委員の2つ目の御質問、セルビアの電源構成などについての御質

問と、あと、宮本委員の1つ目の御質問が同じ趣旨のコメントでしたので、一緒に回答させていただきます。2022年時点のセルビアの電源構成は、石炭火力が50.6%、揚水を除く水力が28.4%、揚水による水力が7.0%、熱電併給が8.4%、宮本委員の御指摘のとおり、風力と太陽光の発電はそれぞれ4.6%、0.5%の計5.1%となっております。

2030年時点では、石炭火力の割合が33.9%に減少して、一方で、風力が18.7%、太陽光が14.1%と増加する見込みとなっております。セルビア政府は、民間資金を活用しつつ、風力・太陽光発電の設備容量を段階的に整備する方針でございまして、具体的には、直近で去年、2023年に風力発電事業者の選定に係る入札が合計400メガワット分行われております。これは2022年時点の電源構成の4.6%に相当するものになっておりまして、また、今年から来年にかけて合計600メガワット分の入札が実施される予定となっております。

続きまして、松本委員の1つ目の御質問です。火力、風力、太陽光、揚水発電をどのように運用するかという御質問ですけれども、太陽光は日中、風力発電は日中に加えて夜間の電力供給に活用されております。一方、これらの再生可能エネルギーは気象条件の変化により出力が増減しますので、気象条件に左右されず、かつ調整能力を保有する揚水発電が電力供給の安定化のために必要となってきます。一般的に揚水発電は、需要の大きい日中に上部調整池からの流水にて一定量を発電し、電力需要の少ない夜間に余剰電力を活用して下部調整池から上部調整池への揚水を行います。日中でも太陽光・風力発電が供給過剰の際には揚水を行い、また、夜間でも必要に応じて発電を行うといったような対応も可能です。火力発電につきましては揚水発電と同様の調整能力を果たせますが、先ほどもお伝えしたように、セルビアでは脱炭素化に向けて段階的にその利用を縮小していくことになっております。

松本委員の2つ目の御質問、下部調整池の目的ですけれども、現在、下部調整池は、54メガワットの既存の貯水式水力発電所の運用に活用されております。

松本委員の3つ目の御質問、そして、宮本委員の3つ目の御質問、環境社会配慮カテゴリAについていただいておりますので、合わせて回答させていただきます。本事業は、JICAの環境社会配慮ガイドラインで定められた一般に影響を及ぼしやすいセクターのうち、大規模なダムに該当することから、カテゴリAに分類されております。上部調整池の整備等に伴う森林伐採及び上部調整池の予定地での住民移転というものが想定されておりますが、具体的な環境社会影響及び緩和策につきましては協力準備調査の中で確認を行ってまいります。

続きまして、最後、宮本委員の2つ目の御質問です。ほかの電源との比較についての経済合理性について御質問いただいております。セルビア側から提供されました情報によりますと、ガス火力発電などとの比較は行われております。ガス火力発電との比較に関しましては揚水発電と同じ程度の調整力が見込まれておりますが、国内に十

分な天然ガスが存在しないため、天然ガスの輸入費用も加味したガス火力発電所は本事業よりも経済性が低いとされております。電力料金に関しましては、揚水発電所で発電された電力は、電力卸売市場、そして、電力の調整市場などでの販売が想定されております。

以上になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、宮本委員、どうぞ。

- 宮本委員 どうも、御説明ありがとうございます。

経済合理性について、ガスと同程度ということでしたが、この案件概要書の中で、セルビアは気候変動に対して非常に脆弱で、干ばつ・洪水が増加しているということですが、だからこそ、適地候補というものが数少ないのかなと思いながら読ませていただきました。しかしながら、こういった異常気象・気候変動の諸要素も加味した上でも、この揚水発電のほうが（ガスとの比較においても）経済合理性が成り立つという理解でよろしいのでしょうか。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御質問・コメントはありますか。

なければ、回答をお願いいたします。

- 説明者2 宮本委員、ありがとうございます。

御指摘のとおり、近年、セルビアにおきまして干ばつなどの事象が発生しているということで、2022年にも干ばつの影響で揚水発電の発電量が減ったというような報告もございましたが、2023年以降はまた元に戻って、電力の輸出も行っているところもあると確認しております。

異常気象も踏まえた上で、今後、協力準備調査の中では、様々な条件を設定して、それでも経済合理性があるかということにつきましては確認していきたいと考えております。

- 弓削座長 よろしいでしょうか。

- 宮本委員 ありがとうございます。

- 弓削座長 それでは、この案件では、期待される開発効果、今のことも含めて、経済効果やCO2排出削減量を含めて確認すること。また、運営・維持管理体制を整えるために必要な研修、そして、環境と社会への影響及び緩和策などについての確認をしていただく。これらと委員の皆様からいただいたコメント・質問について協力準備調査で調べていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。どうもありがとうございました。

(4) 南スーダン（無償）「ジュバ都市圏水供給拡張計画」

- 弓削座長 それでは、最後の案件に移ります。この案件は南スーダン「ジュバ都市圏水供給拡張計画」です。外交的意義の説明、委員コメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者1（国別開発協力第三課長） 外交的意義の全般に関しましては案件概要書に記載のとおりでございますので、委員からの御質問・コメントへの回答へと移らせていただければと存じます。
- 説明者2（JICAアフリカ部アフリカ第一課長） JICAアフリカ部アフリカ第一課の樺田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員からのコメントにつきましては、配付資料に記載がありますので、読み上げは割愛させていただきます。

まず、弓削座長の1つ目の御質問ですけれども、他機関からの教訓などがあればということですが、UNICEF、GIZの事業で、民間の水道事業体に施設の運営・維持管理を任せられた結果としまして、適切に管理がなされなかったケースが散見されたという記憶がございます。このため、南スーダン都市水道公社（SSUWC）に業務移管することで運営・維持管理が問題なく行われたと承知しております。これを踏まえまして、本計画におきましては、実施中の技術協力で運営・維持管理能力向上を支援しているSSUWCを運営・維持管理主体と想定しております。

続きまして、運営・維持管理体制及び能力向上支援につきまして、弓削座長、道傳委員、松本委員から御質問いただいております。回答させていただきます。まず、運営・維持管理は、SSUWC職員に対して1～2か月程度の研修を行いまして、完工後に、浄水水質管理、施設運転管理及び送配水操作の各職員を配置いたします。現在実施中の技術協力プロジェクトにより、上述した人材の能力向上支援が可能と考えております。また、過去の無償資金協力「ジュバ市給水改善計画」で整備しました、2023年から運転を開始している施設と同様の施設となりますので、本計画でも運営・

維持管理も特段の問題はないと考えております。

料金徴収につきましては、技術協力プロジェクトの中でSSUWCに対して能力強化を行っておりますので、こちらも問題ないと考えております。既に料金徴収率は92%まで向上しております。

水道施設の運営・維持管理体制につきましては、概要書に記載のとおり、特段の懸念はありませんが、浄水場の処理能力が上がることによる体制強化のため、実施中の技術協力プロジェクトを通じて、水質管理、浄水場の施設運転管理、送配水操作等の研修を行います。なお、ジュバ支所はほかの支所に比べて体制が整っていると考えております。

続きまして、田辺委員、西田委員、松本委員、宮本委員から、給水方法に関する御質問と、ルリ地区にこれまで浄水場が整備されてこなかった点について御質問いただきました。回答させていただきます。本計画は、水道網が整備されていないルリ地区に対する公共水栓及び給水車給水拠点の整備でありまして、他地区への給水は想定されておられません。

水の購入費用につきましては、為替や物価の変動がありますので一概には申し上げられないのですが、単純計算によれば20%から13%程度に減少する計算となります。裨益人口につきましては13万3000人を想定しております。雨水利用につきましては、1年のうち約半分が降水量がほぼゼロとなる乾季がありますので、利用することはできません。また、地下水は塩分濃度が高くて、飲料水には適しておりません。これらから、安定供給を確保するための施設設備が必要とされているものです。ルリ地区にこれまで上水道システムが整備されてこなかったボトルネックは、ナイル川から遠いということに尽きます。浄水場ではナイル川の水を浄化する予定となっております。

続きまして、道傳委員からの御質問の1つ目ですけれども、日本ならではの技術、知見ということですが、本計画は、一般的な施設の建設であるため、日本ならではの特別な技術が活用されるというものではございませんが、日本はこれまでも途上国に対しまして、給水普及率の拡大や水質改善などの水道サービスの向上を重視した浄水場の建設や配水管網の施設整備と、給水サービスを持続的に届けるために必要な施設の運転維持管理能力向上のための技術協力プロジェクトとを併せて実施しております。このようなハードとソフトの両面からの支援が安定的なサービスの実現に有効だという知見がございます。本案件におきましても、この知見を活用し、技術協力を併せて実施したいと考えております。

続きまして、道傳委員からの御質問の2つ目と、宮本委員からも水道料金についての御質問をいただいております。利用者は水を購入する際、公共水栓では常駐する担当者、また、給水車から購入する際はドライバーに現金を支払います。

価格は従量制であり、現状、ルリ地区の水購入価格は20リットル・ポリタンク1

缶分約36円と、ジュバ中心地の価格約24円と比較し1.5倍の価格となっております。この価格差は、民間会社が給水車の維持費及び移動する燃料代等の手数料を上乗せしているためになります。ルリ地区内に給水車の給水拠点が整備されることから、給水車が短距離の移動で給水・販売が可能となります。為替や物価の変動がありまして一概には申し上げられませんが、例えば一日当たり20リットル・ポリタンク2缶分を消費する世帯では、年間水代金が邦貨にして2万6,280円から1万7,520円と、8,760円の負担軽減になる計算となります。

続きまして、西田委員からの御質問、大統領選挙に関しましてですけれども、大統領選挙に向けた準備について、現時点において、選挙管理委員会立ち上げなど一部進展もあるものの、治安確保のための統一軍派遣の遅れ、有権者登録の未実施、資金不足などに関しての遅延があるため、選挙実施の見込みは不透明であると認識しております。日本では、選挙管理委員会に対する選挙管理能力強化に係る国別研修及び個別専門家の派遣を実施しております。また、公平な選挙報道に向けて、南スーダン放送局に対し専門家を派遣しております。

続きまして、宮本委員からの3つ目の御質問で、産業用の水に関しましてですけれども、本事業は民用の飲料水の給水を想定しております。産業用の水供給は想定しておりません。

最後に、森田委員からの、現在の政情、治安に関するコメントですけれども、現在、ジュバ市内におきましては、2案件の無償資金協力の工事を実施中で、多数の邦人技術者が従事中です。ルリ地区は現在、外務省危険地レベル3「渡航中止勧告」となっておりますが、外務省と連携し、必要な安全対策を取った上で邦人は渡航しています。大きな安全管理に係る大きな衝突事案は2016年以降発生しておりません。JICA南スーダン事務所には、これまでに安全対策のノウハウを蓄積しております。本計画も現在の体制の下で遂行可能であると考えております。在南スーダン大使館と連絡を取りつつ、現地情勢には引き続き細心の注意を払いながら取り進めていく考えです。

以上になります。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、田辺委員、それから、松本委員。その順番でお願いします。

○ 田辺委員 御回答ありがとうございます。

現状、この地域は給水車から供給されている。それで、今後は水栓で賄うところと、引き続き、給水車で賄うところがあるということなので、そうすると、細かいことで

恐縮なのですが、期待される開発効果のベースラインはゼロではなくて、恐らくどういう数値を当てていくかというのはいろいろあると思うのですが、ここがゼロだと、要は給水車でもともと給水を受けている方々が、引き続き短距離の給水車で受ける方をどうカウントするかは置いておいて、少なくとも基準値ゼロではないだろうという理解です。

○ 弓削座長 では、続けて、松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 ありがとうございます。

私も、この水の供給の仕方、この質問にも書いたのですが、雨水の利用ということを検討されたかどうかというのはすごく気になっていて、気候についての知識が足りないのも、もしかしたら適切ではないかもしれませんが、やはりいろいろな現状のことを考えたときに、雨水の利用というのは今後、この国際協力の分野の中でももう少し議論をしてもいい、つまり、もっとポジティブな方法として考えてもいいことではないかと、私自身は東南アジアの経験からは思っているところなので、ここについて、雨水について検討されていたら、その比較・熱意というか、その辺りを伺いたいということで、よろしく願いいたします。

○ 弓削座長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、その2つのコメントの答えをお願いします。

○ 説明者2 まず、田辺委員からのコメントですけれども、御指摘、どうもありがとうございます。

現在、ルリ地区を対象とした給水というものが行われていないという意味でゼロと書いておりましたが、御指摘のとおり、ほかの地区を対象とした給水車がこの地区にも入っているというのは確認が取れておりますので、これも踏まえて、協力準備調査の中でベースラインを取ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

また、松本委員からの雨水の利用につきましてですけれども、こちらも御指摘、どうもありがとうございます。

現状に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、1年の半分以上は雨が降らないということで、これに頼った給水というものは、今、想定しておりませんが、協力準備調査を通じて、雨水のデータの把握から検討させていただきたいと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

いろいろとありがとうございました。

この案件については、今、お答えいただいたように、開発効果の確認、それから、治安を含めて、現地情勢に細心の注意を払うことの重要性、運営・維持管理の能力と体制の確認、そして、実施中の技術協力プロジェクトとの連携、また、雨水の利用についての今後の検討ということで、これらを含めて、委員の皆様から上げられた質問・コメントについて協力準備調査で調べていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この案件についての議論はこれで終了いたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 次は、事務局から連絡事項について、発言をお願いいたします。
 - 原田国際協力局開発協力総括課長 次回会議の日程に関する御案内でございます。次回会議は、申し合わせどおり8月27日火曜日に開催予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
 - 弓削座長 ありがとうございます。どうぞ。
 - 宮本委員 すみません。1つだけ要望があります。今回、10件のうち4件人材育成が入っていて、委員のスコアを見ると、採択案件としてかなり高い得点をつけた案件もあるのですが、やはり一件一件が規模感的に小さいためか、今回の議論の採択案件としては俎上には上ってきませんでした。たしか、一度御説明もいただいたような記憶もあるのですが、定期的にこのJDSの全体像を、さっきの軍関係の御報告ではないですが、年に1回ぐらい説明していただく機会があったほうがいいのではないのでしょうか。
- 昨今、国民へのアウトリーチのところで、JICAさん、外務省さんは何をODAでやっているのか、丁寧に説明していこうという中で、どういう国から、どんな人が、何人ぐらい来て、（留学期間満了後、それぞれの国に帰国され）今、どういう分野で活躍されているのか。そして、こういう方々が日本の、地方の大学を含めて、どういうところで勉強されているのか。こういう見える化というか、一覧性のものがあると、地域活性化というか、我々の意識の啓発にもつながってくるのではないかなと思うので、ぜひご検討をお願いしたいと思っていますところ です。
- 以上です。
- 弓削座長 ありがとうございます。

私の記憶だと、この会議に参加するようになってから、一回、そのようなJDSをまとめて、幾つもの案件をレビューしたことがありましたが、あれは定期的に行うということなのか。たまたま、そのときにあったのか。事務局のほうで、あるいは長くいらっしゃる委員の方で、何か御存じの方がいれば、その御説明をしていただきたいなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

- 原田国際協力局開発協力総括課長 すみません。経緯は私も存じ上げないわけですが、いますけれども、大変重要な御指摘ありがとうございます。

いただいた御指摘を踏まえまして、対応ぶりについては検討したいと思います。ありがとうございます。

- 弓削座長 どうもありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様、タイムマネジメントにも御協力いただいてどうもありがとうございました。

では、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。

別添 委員コメント一覧

1 バングラデシュ(有償)「チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備計画」

<松本委員>

- (1)「3. (1)① ア)」には拡幅計画が書かれているが現状の記載がない。現在使用している道路が自動車専用道路なのか、何車線なのかなど、ご教示頂きたい。
- (2)「3. (1)②)」に現在の交通量と期待される開発効果が記載されている。しかし、この開発効果が発現するだけの需要があるのかが明確ではない。この点についてご説明頂きたい。
- (3) 100km を超える道路改良工事であり、環境社会配慮カテゴリAとなっている。現状でどの程度の移転やセットバックなどによる被影響世帯・施設があるのかご教示頂きたい。

<宮本委員>

- (1) チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備計画 フェーズ『1』の概要および進捗状況を説明いただきたい。
- (2) 同国におけるチョットグラム-コックスバザール幹線道路において流通しているモノ、通行する車両の種類を含め、同道路の産業的意義を説明いただきたい。また、マタバリ深海港の産業的意義を説明いただきたい。
- (3) 同道路は現在、どのような状態にあるのか。また、本計画による整備で期待される開発効果について、交通量は5倍、所要時間は2/3、旅客数は4倍、貨物量は5倍弱となる根拠を説明いただきたい。
- (4) 本道路の課金システムについて説明いただきたい。

<森田委員>

- (1) 必ずしも日本の強みが発揮できる分野とはいえないのではないか。人材育成計画のように、将来に亘って日本との人的ネットワークを構築できる案件が挙げられている中、この案件を積極的に採択する理由に乏しいと史料。

<弓削座長>

- (1) 環境社会配慮カテゴリ分類が「A」となっているが、環境、および住民への影響は、現時点では、どのように予想されているのでしょうか。
- (2) 「改良予定の自動車専用道路部分の有料化有無含め、詳細は協力準備調査にて確認」とありますが、次のことについて教えて下さい。
 - ① バングラデシュの道路の有料化の状況と課題。課題に対しては、どのような対応がされているのか。

- ② 本案件で有料化を検討する際に、重要となる要因（予想される料金と、住民の支払い能力との関係についても教えてください）。
- ③ 有料化するメリットとデメリット。

<田辺委員>

- (1) 現在、バングラデシュでは外貨準備の急激な減少が懸念されている。日本政府は同国に対してすでに多額の貸付残高を保有しているが、外務省はバングラデシュ政府が更なる外貨建て債務を負うことが可能な状態だと考えているか。根拠も含めて教えてください。
- (2) JICA のウェブサイトによれば、バングラデシュの案件は 2020 年 11 月 4 日公示以降のコンサルタント選定結果が出されていない。長期間にわたってコンサルタントが選定できていない理由及びこのような状態で新たな協力準備調査（コンサルタント募集）を行う妥当性を教えてください。
- (3) チョットグラムーコックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ 1）の借款契約が 2023 年 3 月に行われたばかりであるが、フェーズ 2 との違いやフェーズ 2 の必要性について、教えてください

<道傳委員>

- (1) 1 月に行われた総選挙は、野党側のリーダーや人権活動家は拘束されるなど政権が強権的な対応がとる中で行われた。選挙前にはノーベル平和賞受賞者のモハマド・ユヌス氏は禁錮六か月の有罪判決を言い渡されている。日本は、「戦略的パートナーであるバングラデシュの民主主義国家としての一層の発展のための取り組みが進展することを望むとともに、今後も発展と繁栄に向けた協力を継続する」立場をとるが、バングラデシュの民主主義の進展における課題は何か。
- (2) マタバリ港開発計画では用地取得や住民移転に伴う補償の支払い、住民の生計手段の創出のため生計回復支援も含めた対応が求められた。環境社会配慮カテゴリ分類 A の本案件では、用地取得をめぐる問題はないのでしょうか。
- (3) 添付の地図に加え、本案件がインドの飛び地であるインド北東部州との連結性強化など新たなバリューチェーン構想の中でどのように資するのか、より広域の地図をお示し頂き、インド太平洋構想の文脈での意義をご教示頂けないでしょうか。

<西田委員>

- (1) 岸田総理の掲げる「FOIP のための新たなプラン」において、本案件が含まれる柱 3「多層な連結性」は、FOIP 協力の「中核的要素」あるいは「中核」として位置づけられています。この意味をお知らせください。これらを通じて、日本外交は何を達成したいのか、ご教示いただけますか。

- (2) 外務省の HP では、同プランにおいて、経済回廊・人的交流・デジタル・金融の安定的発展などにおいて計 14 件(事例 27-40)が挙げられています。ODA で行われる案件とそうでない案件あるいは複数の手段が混合する案件があると思われませんが、全般的には「外交の最も重要なツールのひとつ」とされる ODA が担うものなののでしょうか。また、これらの並び順には何等かの意味があるのでしょうか。
- (3) 先行公開版の準備調査報告書(令和 5 年 2 月)では、現道拡幅案は支障建物数が多く、高架建設による市街地通過(フライオーバー)は建設費が高く渋滞緩和効果が相対的に低いことから、全般としてバイパス案が最適案として選定されています(p. 97)。ケラニハットでは、フライオーバー(3.3km)を採用した理由をお知らせください。※案件概要書ではフライオーバー区間が計 6.3km となっていますが、ほかの区間も対象となっているのでしょうか。
- (4) マタバリ港およびアクセス道路の現在の整備状況等について、お知らせください。
- (5) 運用においては、トラック・バスなどの長距離高速輸送車両とリキシャなどを含む地元住民の生活を支える低速車両が混在するものと思われませんが、交通安全対策はどのように行われるのでしょうか。

2 セネガル(無償)「ノト市場農産物流通改善計画」

<宮本委員>

- (1) DX 技術を活用した市場情報(取引価格・量など)の見える化について概要を説明いただきたい。必要となる DX 技術者の数、人材育成計画、運営維持管理体制を含め説明いただきたい。
- (2) 園芸作物は計画性に乏しい生産量増加による値崩れ等の課題に直面しており、本計画による流通環境の改善も重要だが、農家への生産量コントロールの指導は誰がどのように行うのか説明いただきたい。
また、作目の多様化による競争力の強化や持続性の向上に向けてどのような取り組みをどのような時間軸で行う計画か説明いただきたい。

<森田委員>

- (1) アフリカの主要国との連携強化、フランスとの第三国協力の両面から推進すべき案件。
人材育成計画に比べて優先度が低いと判断したが、他の委員各位が推奨している点も鑑み、採択に賛同する。

<弓削座長>

- (1) ノト市場の新設予定地は、ノト市街地の現在の場所から約 2 キロ離れた市街地の外であるが、市街地から離れることのデメリットは何か。それらデメリットには、どのように対処するのかも教えて下さい。

- (2) DX 技術の運用維持管理および市場の運営維持管理の指導が予定されているが、どのような人材を何人、どのような研修で指導することが想定されているのでしょうか。
- (3) 販売できる仲買人の数が 425 人から 850 人に倍増することですが、新たな 425 人の仲買人は、どのような人たちで、今までどこで取引をしていたのでしょうか。

<田辺委員>

- (1) 本事業において、園芸作物生産者の所得向上につながる施策は講じられるのか。生産者の価格決定力の強化のためのソフトコンポーネントの支援を含めるべきではないか。

<道傳委員>

- (1) 生産量・輸出量ともに近年、飛躍的に増加している園芸作物にはどのような作物が含まれるのかご教示ください
- (2) 園芸作物の生産促進のためには、ノト市場の移転・拡張に留まらず、どのようなバリューチェーンの構築が必要となるのかご教示ください。

<西田委員>

- (1) 大事な案件と理解しますが、既存市場の物理的移転や市場関係者の増加に伴う各種権利や許認可などをめぐり、利権に絡む問題などは想定されるのでしょうか。新たに参入を希望する業者などには、どのように対応されるのでしょうか。
- (2) 新市場は市街地から 2 キロメートルほど離れた場所となるようですが、新市場を支える経済・社会基盤整備はどのような状況になっているのでしょうか。
- (3) 同市場の立ち上げによる経済的な波及効果(見込み)について、お知らせください。

<松本委員>

- (1) 現市場をこれ以上広げられないかどうかを確認したい。
- (2) 現市場はこのプロジェクト後どのように利用される予定なのか伺いたい。
- (3) 新市場予定地の現在の土地利用についてご説明頂きたい。
- (4) 市場の移転に伴って関係する業者の倉庫や事務所なども移転する可能性があるのか。その場合は移転に伴う費用は事業から補償されるのか伺いたい。

3 セルビア(有償)「ビストリツァ揚水発電所建設計画」

<森田委員>

- (1) セルビアはコソボとの関係等に鑑み EU 加盟が現実的でない状況。セルビアとの友好関係を否定する意図は毛頭ないが、「西バルカン協カイニシアチブ」を推進する上ではアルバニア、北マケドニアなど他の西バルカン諸国との関係の方がより重要。このような中、セ

ルビアに円借款を供与する優先度は低く、ほかに採択すべき案件がある中、現時点で本件を採択する理由に乏しい。

<弓削座長>

- (1) 本件ではセルビアで実績のない可変速揚水発電機が導入されるとのことだが、運営・維持管理のためには、どのような人材が、何人、どのような研修を受ける必要があるのか。
- (2) 本計画で建設される発電所は、整備中の地域連系送電線に接続される予定とのことですが、
 - ① 「地域連系送電線」によりつながる国・地域はどこでしょうか。
 - ② この送電線に接続することで、どのような変化が想定されるのでしょうか。

<田辺委員>

- (1) 風力及び太陽光発電が 3,983 MW(2030 年)になった場合、既設のバイナ・バシ ュタ揚水発電所(614 MW)のみでは系統安定化が難しい理由を教えてください(数値データ等があれば含めて頂きたい)。
- (2) セルビアでは周辺諸国との電力の売買はどの程度行われているか。他国からの電力購入と新規の揚水発電建設のコスト比較は行われているか。

<道傳委員>

- (1) 日本はコソボを国家として承認しており、外交関係も開設され良好な関係にあり、協力支援も行っている。セルビアを地図で示す際には、外務省の基礎データにあるようにコソボが異なる色・国境線で示された地図、案件概要書にあるようにコソボがセルビアと同色・域内の自治区として示された地図、どちらが適切なのでしょうか。
- (2) コソボとの関係正常化が見通せない現状が、日本の協力支援にどのような影響を与えるのか、ご教示ください。

<西田委員>

- (1) 期待される開発効果について、具体的な数値目標をお知らせください。
- (2) 同国の電源構成(現在 5 割となる石炭火力発電、5%の風力・太陽光発電)について、全体像はどのようになっているのでしょうか。また、2030 年までに大幅に風力・太陽光発電を 3 割強まで増やす予定とされていますが、それらの取組み状況についてもお知らせください。

<松本委員>

- (1) 具体的に、火力発電、風力発電、太陽光発電と揚水発電を時間や季節などによってどの

ように運用して発電量を調整する計画か、ご教示頂きたい。

- (2) 下部調整池は現在どのような目的に使用されているのか、ご教示頂きたい。
- (3) 環境社会配慮カテゴリAとなっているが、現時点で最も懸念される環境社会影響についてご説明頂きたい。

<宮本委員>

- (1) 現時点の発電設備容量は 8,820MW(441MW/5%)と推定するが、この了解でいいか。また、現時点と 2030 年時点の電源構成の内訳について説明いただきたい。
- (2) 同国における揚水発電所建設候補地が限定的である中、他電源との比較における経済的合理性について説明いただきたい。また、電気料金の仕組みについて説明いただきたい。
- (3) 環境社会配慮カテゴリ分類Aの理由および対応方法を説明いただきたい。

4 南スーダン(無償)「ジュバ都市圏水供給拡張計画」

<弓削座長>

- (1) UNICEF、ICRC、AfDB、GIZ 等の機関がジュバ都市圏の給水関連の支援を実施しているが、本案件に参考となる課題や教訓などがあれば教えて下さい。
- (2) 本案件で整備される水道施設の運営・維持管理体制については、どのような人材が、どの程度の研修を必要とするのか。また、運営・維持管理体制に関する課題もあれば教えて下さい。

<田辺委員>

- (1) 計画概要の中に「給水車による給水拠点」が含まれているが、これは、水道網が整備されていない他地区のための給水車の給水拠点という意味か。

<道傳委員>

- (1) 上水道支援について日本は長年の協力の実績がある。本案件では蓄積された日本ならではの技術、知見がどのように活用されるのかご教示ください。
- (2) これまで水購入費用が家計の負担となってきた現状は、本案件によって具体的にどのように改善されるのでしょうか。
- (3) 維持管理や料金徴収などについて想定されている能力向上支援についてご教示ください。

<西田委員>

- (1) 今年 12 月に予定される大統領選挙については、南スーダン政府の実施能力が低いことから、延期となる可能性がある旨も耳にします。現状の評価をお知らせください。また、日

本はこれまで選挙管理委員会関係者の日本での研修を受け入れるなど支援を提供してきていますと承知しますが、それら概要と、確実な選挙実施に向けて、日本は今後どのような支援を行う予定なのかお知らせください。

- (2) 対象となるルリ地区の住民に対して、水はコミュニティの給水栓から直接提供されるようになるのでしょうか。それとも別添資料の写真にあるように、給水栓から民間事業者が給水車に注水し、それを住民に販売するのでしょうか。現状において、給水車からの水購入費用は世帯収入の約 20%とされていますが、これはどの程度低減されることが見込まれ、どの程度の住民の方が裨益するのでしょうか。

<松本委員>

- (1) 「3. (1)① ア)」によると、給水施設は公共水栓や給水車となっており、各世帯に上水道が整備されるわけではないという理解でよいか。だとすると、場合によっては、雨水を大きな貯水槽に貯めて、それを浄化する装置をナイル川から遠いルリ地区に何か所か設置するという代替案もありうると思われる。雨水の利用を積極的に検討しない理由があればご教示頂きたい。
- (2) 南スーダンのガバナンスを考えると、「4. 」に書かれているような維持管理能力への懸念がある。技術協力を並行して実施するとあるが、それによって適切な維持管理が可能になると考えられるのか、ジュバ都市圏で上水道が敷かれている他地区の現状からご説明頂きたい。

<宮本委員>

- (1) 同国の上水道課金システムについて説明いただきたい。
- (2) ルリ地区でこれまで上水道システムが整備されてこなかったボトルネックを説明いただきたい。また、取水施設、浄水場ではナイル川の水、あるいは雨水や井戸水を浄化することか、説明いただきたい。
- (3) 同計画は民用の水の確保ということか。産業用の水の確保について説明いただきたい。

<森田委員>

- (1) 重要な案件であるが、現在の政情、治安の下で、プロジェクト遂行が可能なのか。可能なのであれば採択に賛同する。

(了)